

倉吉版 GoTo 商店街支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉版GoTo商店街支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という。）の感染予防のための必要な対策を講じながら市内のにぎわい創出に取り組む者に対し、市がその経費の一部を補助することにより、感染症の影響で落ち込んだ経済の回復に向けた機運を醸成し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次の各号のいずれの条件も満たす同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 政治的又は宗教的な意図を有するものでないこと。
- (2) 暴力団等（倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 実体のない者でないこと。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う他の収入額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、当該額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額。）以下とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助事業を実施する日の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

- 2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 同一の補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度につき1回に限るものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に定める場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、交付決定額の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了若しくは中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の3月31日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の実施に係る領収書の写し

(2) 記録写真等の事業の実績が分かる書類

(3) 補助対象経費に関する支払請求に係る証憑書類の写し

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉版 GoTo 商店街支援事業（新型コロナウイルス感染症の感染予防のための必要な対策を講じた上で、催し物の開催、地域の魅力向上等により、多数の市民等の集客によるにぎわいの創出に資する事業）	市内に拠点を置く企業、特定非営利活動法人（特定非営利活動法人法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人をいう。）等の法人又は商店街等の団体において2者以上が連携して事業を実施する場合に支援	①補助事業を実施するために必要と市長が認める経費（当該実施に際して、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）のある感染症をいう。以下同じ。）の感染予防対策として講じる措置に係る経費を含む。）。ただし、補助事業者の運営に係る経常的な経費、補助事業者の構成員に対する個人給付的な経費、食料費（補助事業の実施に必要な不可欠な経費として市長が認めるものを除く。）、工事請負費、備品購入費等の交付対象として適当でないものを除く。	4分の3	2者以上が連携する場合、1者あたり10万円かつ、1事業あたり50万円を上限
	倉吉銀座商店街振興組合	鳥取県中部地震（平成28年10月21日発生）からの復興を祈念しつつ、商店街組織の活動継続を図るため新たなにぎわい創出を目指す取組を実施するために必要と市長が認める経費（当該実施に際して、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として講じる措置に係る経費を含む。）。ただし、補助事業者の運営に係る経常的な経費、補助事業者の構成員に対する個人給付的な経費、食料費（補助事業の実施に必要な不可欠な経費として市長が認めるものを除く。）、工事請負費、備品購入費等の交付対象として適当でないものを除く。	4分の3	100万円

年度倉吉版 GoTo 商店街支援事業計画（報告）書

区分	内容
1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の内容	<p>(1) 事業（予定）日時</p> <p>(2) 事業（予定）場所</p> <p>(3) 対象者及び参加（予定）人数</p> <p>(4) 事業概要</p> <p>(5) その他 ※にぎわい創出に資するポイント等を記載してください。</p>
4 補助事業に伴う新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の要否	<p>感染予防対策の要否（ 要 ・ 不要 ）</p> <p>※「要」の場合は、事業に伴い講じる主な感染予防対策を記載してください。</p>
5 その他	<p>(1) 参加料等の有無（ 有 ・ 無 ） ※「有」の場合は、その内容を記載してください。</p> <hr/> <p>(2) 他の補助金の活用の有無（ 有 ・ 無 ） ※「有」の場合は、活用する補助金名及び当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している団体名及び連絡先）を記載してください。</p>

(担当者連絡先)

住所	〒	担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	電子メール：		

様式1号のつづき

(連携する事業者一覧)

名称	代表者名	住所	備考

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度倉吉版 GoTo 商店街支援事業収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	積算内訳
市補助金		
その他特定財源		
自己資金		
合計		

支出の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	積算内訳
補助対象経費		
	小計（A）	
補助対象外経費		
	小計（B）	
合計（A+B）		

様

倉吉市長

印

年度倉吉版GoTo商店街支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度倉吉版GoTo商店街支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

年度倉吉版GoTo商店街支援事業（ 年 月 日付申請）

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによります。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉版GoTo商店街支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行います。

4 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用並びに補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければなりません。

5 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の実施

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策をはじめ、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を参考に必要な対策を講じなければなりません。